

横浜市行政不服審査会答申
(第5号)

平成29年1月18日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

子ども・子育て支援給付支給認定変更決定処分に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

審査請求人の妻（以下「母親」という。）は、平成28年4月30日まで、次女に係る育児休業を取得しており、次女は、同年4月1日より保育標準時間の支給認定を受けていた。一方、審査請求人の長女（以下「本件児童」という。）は、母親の当該育児休業取得に伴い、保育標準時間から保育短時間に支給認定の区分が変更され、当該育児休業が終了した同年4月30日以降も、同年7月31日までの間、保育短時間の支給認定を受けていた。

母親は、同年5月16日付けで、処分庁に対して、当該育児休業から同月1日付けで復職した旨を証する復職証明書（以下「本件復職証明書」という。）を提出したが、本件児童について、支給認定の区分を保育短時間から保育標準時間に変更するために必要となる認定変更（変更・取消）申請書（以下「本件児童に係る認定変更申請書」という。）は提出しなかった。

そのため、港北区長（以下「処分庁」という。）は、本件児童の支給認定の区分変更を行わなかったが、母親から同年7月11日付けで、本件児童に係る認定変更申請書の提出がなされたため、同年7月15日、支給認定の区分を「保育短時間」から「保育標準時間」に変更し、同年8月1日からこれを適用する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件は、審査請求人が、本件処分の適用日は、母親が当該育児休業から復職した日である同年5月1日に遡及適用されるべきと主張し、本件処分の取消し又は変更を求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 母親が、平成28年5月16日付けで、処分庁に対して、本件復職証明書を提出したことにより、処分庁は、母親が同月1日から復職していたことを認識していた。

- (2) 本件児童に係る認定変更申請書の提出を怠っていたことは認めるが、処分庁は、本件復職証明書に「育児休業を終了し、平成 28 年 5 月 1 日から復職しています」と記載されているにもかかわらず、保育必要事由を「就労」に変更せず、「育児休業」のままとし、審査請求人が、同年 7 月 11 日付けで本件児童に係る認定変更申請書を提出するまで（同月 31 日まで）、これが継続された。
- (3) 処分庁は、審査請求人に対して、「初年度で忙しく手が回らなかった、本件児童に係る認定変更申請書が未提出であったため支給認定の区分を変更しなかった」などと回答し、本件児童に係る認定変更申請書が提出されていないことなどの連絡も怠っていた。処分庁から早急に連絡をされていれば、すぐに本件児童に係る認定変更申請書を提出することができた。
- (4) これにより、平成 28 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までの保育短時間と保育標準時間の支給認定の区分の差異を原因とする保育料を請求された。当該保育料を支払うことは、ねじ曲がった事実を受け入れることであり、到底納得のいくものではない。

4 処分庁の主張の要旨

本件処分は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「規則」という。）に基づき定められた横浜市支給認定及び利用調整等実施要綱（平成 26 年 10 月 10 日こ企第 580 号。以下「要綱」という。）、横浜市支給認定及び利用事務取扱要領（平成 26 年 10 月 14 日こ企第 581 号。以下「要領」という。）及び横浜市支給認定及び利用調整に関する基準（平成 26 年 10 月 14 日こ企第 583 号）の規定に基づき適法に行われた処分であって、その理由は次のように要約される。

- (1) 支給認定の区分変更に係る申請は、法第 23 条第 1 項及び規則第 11 条並びに要領第 6 第 1 項に基づき、要綱第 6 号様式（認定変更申請書）によることとされている。

そして、審査請求人に配布している「平成 28 年度 子ども・子育て支援新制度 横浜市保育所等（2 号・3 号認定）利用案内」の 9 ページに記載されているとおり、処分庁は、認定変更申請書を受理したときは、受理さ

れた日の属する月の翌月から変更適用するものとしている。

- (2) 母親は、処分庁に対して、平成 28 年 5 月 16 日付けで、本件復職証明書を提出したが、本件児童に係る認定変更申請書を提出していなかった。母親が、処分庁に対して、本件児童に係る認定変更申請書を提出したのは、同年 7 月 11 日付けであったため、同年 8 月 1 日から保育短時間から保育標準時間に支給認定の区分を変更適用した。
- (3) 次女は、母親が平成 28 年 5 月 1 日までに当該育児休業から復職することを前提として、同年 4 月 1 日から認可保育所へ入所していた。このようなときは、当該認可保育所への入所継続のため、母親の復職後 2 週間以内に、処分庁に対して、復職証明書を提出することを必要としている。
- (4) 本件復職証明書の提出により、本件児童及び次女について、平成 28 年 5 月 1 日以降の認可保育所への継続入所が可能であることを確認したが、当時、本件児童に係る認定変更申請書が提出されなかったため、保育短時間から保育標準時間への支給認定の区分変更は行わなかった。
- (5) 母親の当該育児休業の取得に伴い、審査請求人に対して、平成 27 年 8 月 24 日付け「保育所入所に関するご連絡」により、本件児童の支給認定の区分を保育短時間とする支給認定証（法第 20 条第 4 項の支給認定証をいう。）を同封した上で、当該育児休業から、復職したときは、復職証明書及び認定変更申請書の提出が必要である旨を通知している。

さらに、平成 28 年 2 月 10 日付け「平成 28 年 4 月中に育児休業を終了し、保育所等を利用する際の手続きについて」及び同年 7 月 5 日付け「支給認定期間満了について」においても、同様の通知をしている。

また、利用案内においても、保育所等を利用開始後、支給認定の内容変更が必要になった場合には、変更を必要とする開始月の前月までに認定変更申請書の提出が必要である旨を記載している。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 支給認定の区分変更適用の時期について

ア 本件では、母親が、処分庁に対して、本件復職証明書を提出したときには本件児童に係る認定変更申請書は提出していないが、本件復職証明書の提出がされていることをもって、本件児童に係る支給認定の区分変更を同年5月1日から遡及適用しなければならないかが問題である。

イ 法第23条第1項は、支給認定保護者（法第20条第4項の支給認定保護者をいう。以下同じ。）は、支給認定を変更する必要があるときには、市町村に対して、支給認定の変更の認定を申請することができる旨定めており、規則第11条は、法第23条第1項の規定に基づき支給認定の変更の認定を申請しようとする支給認定保護者は、認定変更申請書を市町村に提出しなければならない旨定めている。

これら法令の規定によれば、支給認定の変更の認定については、原則、支給認定保護者から申請がなされることをその前提としているものと解される。

したがって、現に保育短時間の支給認定を受けている子の支給認定保護者が就労することとなった場合等においても、一律に支給認定の区分が保育短時間から保育標準時間と変更認定されることとはならない。このような場合であっても、保育短時間の支給認定を継続して受けることは制度上可能であり、いずれの支給認定を受けるかについては、原則、支給認定保護者からの支給認定の区分変更の申請がなされることをもって、市町村が判断することとなる。

以上のとおり、支給認定保護者からの申請がないにもかかわらず、市町村において、支給認定の区分を変更する義務までは原則としてないと解される。

ウ これを本件についてみると、母親は、処分庁に対して、平成28年5月16日付けで、本件復職証明書を提出してはいるものの、これと併せて、本件児童に係る認定変更申請書を提出したという事実はなく、このことは、当事者間にも争いが無いところである。

また、本件児童に係る認定変更申請書の提出が必要であることは、4

(5)に記載している平成27年8月24日付け、平成28年2月10日付け及び同年7月5日付けの審査請求人宛ての通知並びに利用案内による案内により、審査請求人は、認識できていたというべきである。

確かに、処分庁は、同年5月16日付けで、母親が処分庁に対して提出した本件復職証明書により、母親が当該育児休業から復職した事実を把握している。

しかしながら、審査請求人の次女は、母親が同年5月1日までに当該育児休業から復職することを前提として、同年4月1日から認可保育所へ入所していたため、母親の復職後2週間以内に、処分庁に対して、復職証明書を提出することが必要であったことからすれば、処分庁が本件復職証明書を次女の入所継続確認のための資料として扱い、本件児童に係る認定変更申請書が提出されなかったことをもって支給認定の区分変更を行わなかったことも、不合理とはいえない。

エ したがって、本件児童について、本件復職証明書が提出された当時、認定変更申請書は提出されておらず、同年7月11日付けで本件児童に係る認定変更申請書が提出されている以上、処分庁が同年8月1日から保育短時間から保育標準時間に支給認定の区分変更を適用したことに違法又は不当な点はない。

(2) 付言

当審査会での判断は、(1)のとおりであるが、当審査会より次の点について付言する。

本件では、処分庁は、平成28年5月16日付けで本件復職証明書の提出を受けたことにより、母親が当該育児休業から復職した事実を把握するとともに、次女だけではなく本件児童についても現に入所している認可保育所への入所の継続が可能であることを確認したとしている。加えて、次女については、同年4月1日からの保育標準時間の支給認定を行っていることからしても、処分庁は、本件復職証明書の提出を受けるより前に、母親が5月1日付けで復職するであろうことは把握していたものと推認される。

確かに、育児休業から復職したことにより支給認定の区分が当然に変更されるものではなく、支給認定の区分変更のためには、支給認定保護者は、法令等の規定に基づき認定変更申請書を処分庁に対して提出する必要がある

る。

しかしながら、審査請求人及び母親の立場に立てば、当該育児休業の取得に伴い、本件児童の支給認定の区分が保育標準時間から保育短時間に変更されたのであれば、当該育児休業から復職した後は、保育標準時間の支給認定を再度受けられるものと考えたとしても無理からぬことである。現に処分庁は、母親が同年5月1日付けで当該育児休業から復職している事実を把握し、また、次女については同年4月1日から保育標準時間の支給認定を決定しているのであるから、なおのことである。

本件においては、本件児童に係る支給認定の区分を保育標準時間に変更する意思を審査請求人及び母親が有していたことは、一連の審査請求手続において明らかになったとはいえ、法が、審査請求人及び母親のように子どもを養育している者に必要な支援を行うということとその目的として掲げていることを踏まえれば、本件復職証明書の提出を受けて当該育児休業から復職した事実を把握した際などに、母親に対して、本件児童に係る支給認定の区分変更の意思を確認するなど適切な案内を行うことについて、留意すべきであったといえる。

(3) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(4) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 28 年 9 月 20 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成 28 年 10 月 11 日	・ 弁明書の受理
平成 28 年 10 月 24 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成 28 年 11 月 14 日	・ 反論書の受理
平成 28 年 11 月 15 日	・ 反論書（副本）送付
平成 28 年 12 月 6 日	・ 物件の提出について（依頼）
平成 28 年 12 月 9 日	・ 処分庁から物件の受理
平成 28 年 12 月 13 日	・ 物件の提出について（送付）
平成 28 年 12 月 13 日	・ 審理手続の終結
平成 28 年 12 月 19 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 28 年 12 月 20 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成 28 年 12 月 21 日	・ 調査審議
平成 29 年 1 月 18 日	・ 調査審議